

2012年9月3日

会 員 各 位

(一社)日本鉄リサイクル工業会  
業務対策委員長 大谷 正

### 金属リサイクル伝票アンケートの結果と今後の方針

(本文書は主に現在金属リサイクル伝票を使用していて、アンケートにご回答いただいた会員を対象にしていますが、他の会員も今後同伝票使用する可能性もあり、工業会の事業の一つとして御理解を深めて頂く意味もあるため、全会員宛の文書にしておりますのでご一読ください。)

金属リサイクル伝票の使用実態に就きましては、昨年末より本年初めに掛けて会員各位に対しアンケートを実施したところ、多数の回答に御協力を頂き改めて御礼申し上げます。その結果を踏まえて同伝票の今後の利用に向けての方針を取り纏めましたのでご報告いたします。

#### 1. アンケート結果から見た利用実態

##### (1)利用実態

全会員の内、約半数の事業所で同伝票は利用され、平均で毎月10～20部が利用されている。

##### (2)D票の回収状況

必ず返送していると回答した事業所が全体の約4割に達し、過去の回収率約2割と比較し、だいぶ改善しています。

回収率が改善した要因の一つとして、今回のアンケート実施により利用している事業所が、溜っていたD票の返送を急いだことが窺われます。

ただし別紙にも記載の通り、D票の工業会本部への送付は本伝票使用上の義務ですので、必ず実行してください。

##### (3)D票が回収できない理由

事務局としては、金属リサイクル伝票が正しく利用されていることをトレースする方法として、D票の回収に尽力していますが、利用している事業所の事情に依り、回収ができない場合が報告されています。

排出者に伝票自体を渡している場合

伝票の扱いの主体が排出者側にある為、D票の回収まで手が回らない。

事業所内の管理不徹底

引継ぎの不備等で、D票の返送ルール自体が周知されていないケースがある。

その他、回収できない幾つかの理由が挙げられていますが、纏めれば上記又は に集約されますので、金属リサイクル伝票の裏面にある注意書を熟読

頂き、伝票の利用方法を事業所内で徹底願うことがD票回収改善の一番の方策と言えます。

## 2. 金属リサイクル伝票を有効に利用頂く為の方策

金属リサイクル伝票の利用方法は、E票の裏面に記載されていますが、事業所内で徹底して頂く為、『金属リサイクル伝票使用上の遵守事項』として纏め、会員各位に送付致しますので、御利用願います。

アンケート内で、御質問の多かったものについて、お答え致します。

### 管理手法に関する要望等

D票の返送方法で、Faxで代用できないか、番号のみの通知では駄目か、返送期間を延長願えぬか、等々の要望がありました。

#### 【回答】

Fax返送は、事務局での保存に支障がでる、また番号だけでは利用実態が把握できない、等の問題があり、従来通りD票そのものを郵送にて事務局宛て郵送願うこととします。

尚、返送時期につきましては、原則毎月末に1か月分を纏めて郵送願うこととなっております。

### 金属リサイクル伝票の公証化

排出者の意向で、専ら物に対してもマニフェストの発行を求められるケースが多いので、金属リサイクル伝票を法令で定めたものとしてほしい。

#### 【回答】

排出者側の認識不足、あるいは商売上の力関係は理解できますが、金属リサイクル伝票の意味を排出者に再度御説明願ひ、理解を求めて頂くことが最善と考えます。

また、どうしてもマニフェストの発行を求められる場合には、御承知の通り、引取り対象物が専ら物であっても、『有償での引取り』を明記することでマニフェストを取引記録として使用することは可能です。

業務対策委員会としては、金属リサイクル伝票は日本鉄リサイクル工業会が自主管理する帳票として今後も発行していく所存です。

### 販売部数単位の削減

現在は、伝票の販売単位を千部単位としていますが、残部が多くでるので販売単位を小さくして欲しい(例えば、五百部、百部)。

#### 【回答】

印刷業者と鋭意交渉致しましたが、再生事業者名を印刷する、発行通し番

号を事前に印字する、等々を勘案すれば、たとえ印刷部数を少なくしても販売額は減額できないとの結論に至りました。

御要望にお応えできず、申し訳ございませんが、現行の千部/2万5千円(一部当り@¥25)で引き続き販売させて頂きます。

尚、従来伝票が偶数番号と奇数番号毎に納品されていた不便につきましては、今後連番で納品できるよう改善致します。

### 3. 纏めと今後の方針

今回のアンケートを通じ、改めて金属リサイクル伝票が広く利用されていることが分かりました。

一方で、発行後11年を経て、その間に利用者が廃掃法の中間処理業、収集運搬業の許可の取得が進んだことで、金属リサイクル伝票発行の主たる理由の一つであった『法令上、マニユフェストの発行できない引取り者がマニユフェストに代わる伝票ができないか?』の意味合いは薄れてきていることも事実として分かってきました。

アンケートの中には、金属リサイクル伝票の発行自体の取り止めを検討しては堂か? の意見もありました。

業務対策委員会としては、種々の御意見を真摯に検討致しましたが、金属リサイクル伝票は、専ら物である鉄(金属)スクラップの引取りに対し、日本鉄リサイクル工業会が責任を持って対処する証として、今後も発行を継続するとの結論に至りました。

伝票の利用者には、D票の管理を含め事務所で手間をお掛けすることとなりますが、鉄スクラップ業界の健全なる発展の一助とすべく、今後も金属リサイクル伝票の積極的な活用をお願い致します。

なお今回のアンケート調査やこれまでの運用実績等を踏まえ、金属リサイクル伝票の使用上、重要な点をいくつか別紙に記します。殆どは伝票発行時に使用者に対して文書で御説明していることですが、実際の伝票使用や管理にあたっている担当者には必ずしも徹底されていない向きもありますので、これを機会に改めて関係者に周知徹底をお願いいたします。

(本部では適正な管理・使用を徹底するために伝票のフォームの一部改定も検討中です。内容決定次第別途通知します。) 以上